

第67期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■計算書類

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ヤスハラケミカル株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上のウェブサイト(<https://www.yschem.co.jp/>)に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め、必要に応じて各担当部署にて規則の策定あるいは取締役及び使用人に対する研修の実施を行うものとする。
ロ. 内部監査部門として、監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署を総務部とする。
ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、取締役会において報告するものとする。
ニ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
ホ. 監査等委員会は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。当社の取締役及び監査等委員は文書管理規程に従い、常時、これらの文書などを閲覧できるものとする。
（取締役の職務執行に係る情報とは、取締役会議事録、稟議書、重要な契約書等をいう）

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下aからeのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。
 - a. 会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき
 - b. 重大な事故、災害（労働災害を含む）等を発生させたとき
 - c. 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
 - d. 災害、事変等により仕入先からの主原料の調達が著しく困難となったとき
 - e. その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき
- ロ. リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に則り損害の拡大を防止すべく適切に対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任について定めることとする。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会の要請があったときは、監査室の職員を監査等委員会の職務を補助する使用人とし、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員会の指示命令に従わなければならない。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は法令及び定款に違反する事項、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ロ. 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法 399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、スムーズな監査を行える環境に整備するよう努めるものとする。
- ロ. 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換を行い、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。

また、当社の監査室が中心となり組織横断的な組織を編成し内部監査業務を行っており、内部統制の進捗状況を取締役会及び監査等委員会へ定期的に報告しております。なお、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査等委員会に報告するとともに協議を行っております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 31年、38年

機械装置 8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ハ. 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はテルペン化学製品、ホットメルト接着剤及びラミネート品の製造販売をしております。テルペン化学製品、ホットメルト接着剤及びラミネート品共通して、顧客との契約に基づいて当該製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別し、顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認める時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷から納品までの期間は数日間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に係る注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲載していた営業外費用の「自己株式取得費用」（当事業年度は1百万円）及び「手形売却損」（当事業年度は6百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに係る注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	2,756 百万円
仕掛品	2,159 百万円
原材料及び貯蔵品	5,883 百万円
棚卸資産評価損	14 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (1) 資産の評価基準及び評価方法 ②棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、製品、仕掛品、原材料の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下を見込むにあたっては、直近月の販売単価から、見積販売直接経費及び見積追加製造原価を控除した金額を正味売却価額と見積もっております。当該正味売却価額が製品、仕掛品、原材料それぞれの単価よりも下落しているものについて、その差額を当事業年度の費用として処理しております。

正味売却価額の見積りに用いた仮定には不確実性があり、見積りの見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,982百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	411百万円
----	--------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	10,839,663株	一株	一株	10,839,663株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	1,615,858株	148,119株	一株	1,763,977株

(注) 2024年8月7日付けの取締役会に代わる書面決議による自己株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月20日開催の第66期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配 当 金 の 総 額 55百万円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基 準 日 2024年3月31日
- ・ 効 力 発 生 日 2024年6月21日

ロ. 2024年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配 当 金 の 総 額 54百万円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基 準 日 2024年9月30日
- ・ 効 力 発 生 日 2024年11月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
2025年6月19日開催の第67期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配 当 金 の 総 額 54百万円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基 準 日 2025年3月31日
- ・ 効 力 発 生 日 2025年6月20日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主として短期的な預金等によっており、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は余剰資金の運用目的のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、債権管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、債券等であり、定期的に時

価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を確認しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券	1,457	1,457	—
資産計	1,457	1,457	—
長期借入金	2,949	2,913	△36
負債計	2,949	2,913	△36

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「前渡金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「前受金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3

3. 長期借入金には1年内返済予定の金額を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券				
株式	470	—	—	470
債券	—	901	—	901
その他	—	85	—	85
資産計	470	987	—	1,457

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
長期借入金	—	2,913	—	2,913
負債計	—	2,913	—	2,913

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債等の債券及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等の債券及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	4百万円
未払事業税	23百万円
賞与引当金	56百万円
未払社会保険料	8百万円
減損損失	307百万円
退職給付引当金	126百万円
役員退職慰労引当金	146百万円
その他	3百万円

繰延税金資産小計	676百万円
----------	--------

評価性引当額	△270百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	405百万円
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△114百万円
--------------	---------

繰延税金負債合計	△114百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	291百万円
-----------	--------

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合 計
	テルペン 化学製品	ホットメル ト接着剤	ラミネー ト品	計	
日本	7,313	1,937	511	9,761	9,761
アジア	2,522	1,159	—	3,681	3,681
北米	732	—	—	732	732
欧州	486	—	—	486	486
その他	0	—	—	0	0
顧客との契約から生 じる収益	11,053	3,096	511	14,661	14,661
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,053	3,096	511	14,661	14,661

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社はテルペン化学製品、ホットメルト接着剤及びラミネート品の製造販売をしており、これらを基本にセグメントを構成しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関して、全セグメント共通で、取引価格は顧客との契約に基づいた対価で算定しており、取引の対価に金融要素は含まれておらず、契

約に係る取引の対価は主として数か月以内に収受しております。

また、これらの収益は、顧客との契約に基づいて当該製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別し、顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認める時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷から納品までの期間は数日間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,754百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,672百万円
契約負債（期首残高）	5百万円
契約負債（期末残高）	2百万円

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。

当事業年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は5百万円です。

また、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,321円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 150円79銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。